

高知県製品等グリーン化推進事業費補助金審査基準

審査項目	審査の視点	評価	配点
1. 背景・目的	今回の取り組みに至った背景や、企業における経営的な課題等に対する現状認識と、事業の内容・目的等は明確になっているか 【(2) 事業計画 1】	全て A, B, C, D, E の 5段階 評価 評価内容及び 内容別 配点は 下表の とおり	10
2. 優位性・独創性	開発する製品・技術と他社・従来製品・技術との違いを把握し、差別化ができるか 【(2) 事業計画 1】		20
3. 市場性	開発する製品・技術の市場性の調査、分析ができているか 【(2) 事業計画 2】		10
4. 販売方針	販売顧客（ターゲット）が明確になっており、販売の準備ができるか 【(2) 事業計画 3】		10
5. 実施体制、スケジュール	申請者の取組体制、スケジュールは適切か 【(2) 事業計画 4、5】		10
6. 期待される効果	(1) 開発する製品・技術の利用者等の温室効果ガス(CO2等)の排出量削減など、環境負荷の低減に資する効果をもたらすか 【(2) 事業計画 6】		20
	(2) 県内企業への受発注の増加又は従業員の新規雇用、賃上げ等、県経済への波及効果があり、県経済の活性化に資するか 【(2) 事業計画 6】	20	

※審査の結果、審査委員の平均点が50点以上のものを採択基準とする。

※ただし、いずれかの項目にE評価がある場合、もしくは2及び6の項目の合算の平均点が30点未満の場合は、採択基準を満たさないものとする。

AからEの評価内容別配点表

A	B	C	D	E
優れている	やや優れている	ふつう	やや劣っている	劣っている
内容が極めて明確かつ具体的であり、非常に優れた成果が期待できる。 (配点×1)	内容が明確かつ具体的であり、優れた成果が期待できる。 (配点×0.75)	内容が明確であり、成果が期待できる。 (配点×0.5)	内容が不明確又は不十分である。 (配点×0.25)	内容が不適切である。 (配点×0)